

薬物指定審査委員会開催状況（令和 3 年度）

【第 1 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	<i>N</i> -{1-[2-ヒドロキシ-2-(チオフェン-2-イル)エチル]ピペリジン-4-イル}- <i>N</i> -フェニルプロパンアミド及びその塩類	β -Hydroxythiofentanyl
2	メチル=2-[1-(4-フルオロブチル)-1 <i>H</i> -インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類	4F-MDMB-BICA、 4F-MDMB-BUTICA

2 知事指定薬物告示日 令和 3 年 6 月 17 日（木）（埼玉県告示第 754 号）

3 特記事項

(1) 上記 2 品目は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和 3 年 6 月 27 日に失効した。

【第 2 回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1 <i>H</i> -インドール-3-カルボキサミド]-3-メチルブタノアート及びその塩類	5F-EMB-PICA、 EMB-2201
2	2-(メチルアミノ)-1-(チオフェン-2-イル)プロパン-1-オン及びその塩類	2-Thiothione、 β k-MPA
3	2-シクロヘキシル-1-フェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類	α -PCYP

2 知事指定薬物告示日 令和 3 年 8 月 25 日（水）（埼玉県告示第 972 号）

3 特記事項

(1) 上記 3 品目は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和 3 年 9 月 4 日に失効した。

【第3回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	1-[1-(ベンゾ[<i>b</i>]チオフェン-2-イル)シクロヘキシル]ピペリジン及びその塩類	Benocyclidine、 BTCP
2	<i>N, N</i> -ジエチル-2-{2-[(4-メトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1 <i>H</i> -ベンゾ[<i>d</i>]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類	Metonitazene
3	キノリン-8-イル=3-[(4, 4-ジフルオロピペリジン-1-イル)スルフォニル]-4-メチルベンゾアート及びその塩類	2F-QMPSB
4	<i>N</i> -(アダマンタン-1-イル)-1-(シクロヘキシルメチル)-1 <i>H</i> -インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類	ACHIMINACA、 Adamantyl-CHMINACA

2 知事指定薬物告示日 令和3年10月21日(木)(埼玉県告示第1168号)

3 特記事項

(1) 上記4品目は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和3年10月31日に失効した。

【第4回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	1-{1-[1-(4-ブロモフェニル)エチル]ピペリジン-4-イル}-1, 3-ジヒドロ-2 <i>H</i> -ベンゾ[<i>d</i>]イミダゾール-2-オン及びその塩類	Brorphine
2	5-(シクロヘキシルメチル)-2-(2-フェニルプロパン-2-イル)-2, 5-ジヒドロ-1 <i>H</i> -ピリド[4, 3- <i>b</i>]インドール-1-オン及びその塩類	CUMYL-CH-MEGACLONE、 CUMYL-CHMEGACLONE、 CHM-SGT-151
3	メチル=2-[7-アザ-1-(5-フルオロペンチル)-1 <i>H</i> -インドール-3-カルボキサミド]-3, 3-ジメチルブタノアート及びその塩類	5F-MDMB-P7AICA

2 知事指定薬物告示日 令和4年1月19日(水)(埼玉県告示第43号)

3 特記事項

(1) 上記3品目は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和4年1月29日に失効した。

【第5回】

1 審議物質の概要

	名称	通称名
1	エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1 H-インドール-3-カルボキサミド]-3, 3- ジメチルブタノアート及びその塩類	5F-EDMB-PICA、5F-EDMB-2201
2	2-(3-メキシフェニル)-2-(プロピルアミ ノ)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類	Methoxpropamine、 MXPr
3	2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ -1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1 H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類	Etonitazepyne、 N-Pyrrolidino Etonitazene
4	1, 2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル) エタン-1-オン及びその塩類	α -D2PV、 A-D2PV

2 知事指定薬物告示日 令和4年3月7日(月)(埼玉県告示第173号)

3 特記事項

(1) 上記4品目は、大臣指定薬物の規制開始に伴って令和4年3月17日に失効した。